

コーチング委託契約書（電子署名）

[氏名] _____ 及び アーク合同会社 代表 山本 教夫 とは、コーチによるクライアントに対するパフォーマンス・エンハンスメント・コーチングに関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（コーチの委託）

クライアントは、コーチに対し、以下に定めるコーチングを委託し、コーチはこれを受託する。

(1) コーチングの名称：

パフォーマンス・エンハンスメント・コーチング by Dr Tomabechi & Louis E. Tice™

(2) コーチングの内容：本契約書添付の別紙1記載のとおり

(3) 報酬、費用およびその支払方法：本契約書添付の別紙2記載のとおり

第2条（コーチングの回数・方法）

コーチングの日時、回数、セッション方法（対面・電話・Web会議ツール等）については、クライアントとコーチの協議の上、決定する。

第3条（秘密保持）

- 1 いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の営業上その他の業務上の情報、コーチングの内容、及び合同会社 苦米地インスティテュートのノウハウを秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。
- 2 いずれの当事者も、本条において秘密とされた情報について複製を作成しようとする場合には、相手方の事前の承諾を得るものとする。
- 3 本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、両当事者は、第1項によって秘密とされた情報および前項のもとで作成されたそれらの複製を遅滞なく相手方に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を破棄しなければならない。
- 4 いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、第1項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできない。
- 5 本条による秘密保持義務は、本契約第4条に基づく本契約終了後も存続するものとする。

第4条（確認事項）

クライアントは、自らの意思でコーチングを受けること、及びコーチングセッションの中で起きることやコーチングの成果に関してコーチや合同会社 苦米地インスティテュート及びこれらの関係者が一切責任を負うものではないことを確認する。

第5条（契約期間）

本契約の期間は、_____から_____までの _____ か月間とする。_____（これを定めない場合には期間満了の _____ か月前）までに契約を更新することについて両当事者が合意した場合には、別途、更新の契約を締結する。

第6条（契約の解約）

前条の期間内であっても、本契約書添付の別紙3記載の場合には、同別紙記載の条件によりクライアントまたはコーチから本契約を解約することができる。

第7条（契約の解除）

- 1 いずれの当事者も、その相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができる。
- 2 いずれの当事者も、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、なんらの通知または催告なく、本契約を解除することができる。
 - (1) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
 - (2) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
- 3 前2項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

第8条（紛争）

各当事者は、本契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、コーチの居住地または開業地の地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、両当事者別途協議のうえ、これを決定する。

この契約成立の証として、当電子ファイルを各々保有する。

【クライアント】

[住所] _____

[氏名] _____ Signature _____

【コーチ】

[住所] 〒240-0065 横浜市保土ヶ谷区和田二丁目8番10号
アーク合同会社

[氏名] 代表 山本 教夫

